# 介護保険住宅改修の手引き

介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で安全に生活できるように、実際に居住する(住民票のある)住宅について個人の資産形成につながらない小規模な住宅改修を行った場合に、保険者(大崎上島町)が要介護者等の心身の状況や、住宅の状況から改修が必要と認めた場合に限り、その一定範囲の費用が介護保険から給付されます。

#### 1 支給の対象者

要支援・要介護認定申請を行い、要支援1~2・要介護1~5と認定された方が対象となります。

- ※ 居宅(被保険者証の住所)にいないとき(施設入所中(介護保険施設サービス適用中)や病院に入院中(医療保険適用中))は原則申請できませんので、必ず事前に保険者(町)へ相談してください。
- ※ 要支援・要介護認定の申請前、要介護認定有効期間外に住宅改修を行った場合は、保険給付対象外となります。
- ※ 要支援・要介護認定の申請中に改修した場合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。 (認定結果が非該当になってしまった場合は支給されません。全額自己負担)

#### 2 住宅改修の必要性

工事を始める前に、本人の身体の状況などから、「どのような改修が必要なのか」、「どこまでが介護保険の対象なのか」などを担当の介護支援専門員 (ケアマネジャー)等とよく相談し、住宅改修費の支給を受けるためには、ケアマネジャー等が作成した「住宅改修を必要と認める理由書」等により事前申請が必要になります。

※ 老朽化を理由とした改修や、住宅を新築・改築する場合は対象となりません。

(廊下の拡張をした上で手すりを取付ける場合や、便所の拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。)

## 3 住宅改修の種類及び内容

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から公道までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置する改修。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から公道までの通路等の段差を解消するため の改修。

- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 居室においては畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへ の変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの改修。
- ④ 引き戸などへの扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等の改修。

⑤ 洋式便器などへの便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え等の改修。

※和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器 である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

- ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
  - ・手すりの取付け

手すり取付けのための下地補強

• 段差解消

浴室の床かさ上げに伴う給排水設備工事

・床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

・扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

・ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床 材の変更

## 4 申請の手順(償還払い)

① 被保険者(利用者)が介護支援専門員(ケアマネジャー)又は地域包括支援センター等に改修内容が対象かどうか相談し、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼してください。



- ② 本人・家族・介護支援専門員・施行業者と打合せ、見積を行う。
  - ★ 改修前の状況がわかる写真(撮影日の入ったもの)を撮影。
  - 注) 段差解消の場合は、スケール等を置いて高さがわかるように撮影。



③ 保険者(町)に住宅改修費の「事前申請」を行う。

介護支援専門員等から必要書類を保険者へ提出

## 【提出書類】

- 1 住宅改修支給申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書
- 3 住宅改修に要する見積書 (留意点1)
- 4 住宅改修の完了予定の状態が確認できるもの (留意点2) (便所・浴室・廊下等の箇所ごとの改修前(予定)の状況写真と平面図)
- 5 住宅所有者の承諾書

(所有者が違うとき)



- ④ 保険者(町)が提出された書類により、保険給付として適当な改修か否かの確認を行う。
  - ★ 10 万円を超える住宅改修及び 10 万円以下の工事であっても、現地確認が必要だと判断された工事について、介護支援専門員等と連絡・調整をとり現地確認を実施します。



⑤ 保険者(町)が審査を行った後に施工の可否を教示する。



⑥ 施行・完成、被保険者(利用者)は施行業者に工事代金を支払う。



⑦ 保険者(町)に住宅改修費の「事後申請」を行う。 介護支援専門員等から必要書類を保険者(町)へ提出

#### 【提出書類】

- 1 住宅改修支給申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書
- 3 住宅改修に要した領収書(コピー:原本と照合します。)
- 4 工事費内訳書
- 5 住宅改修の完了の状況が確認できる書類等 (改修後の撮影日の入った写真)



⑧ 保険者(町)が提出された書類等により、工事が適切に施行されたか否かの確認を行う。



⑨ 保険者(町)が審査を行い支給が必要と認められた場合は、「支給決定」を行い、被保険者(利用者)へ通知 し、指定口座に振り込む。

## 留意点1

#### 【住宅改修に要する見積書】

申請者(被保険者)のフルネームを明記し、介護保険住宅改修の種目に該当する工事は限度額を超えた工事についても介護保険住宅改修費欄に記入してください。

- a) 材料費と施工費及び諸経費が区分されて記載されていること。※工事一式等は不可
- b)番号(写真・図面と一致)、改修の箇所(部屋)別に改修内容(改修種目)が記載されていること。
- c) 仕様の記載 (メーカー名・商品名・品番・サイズ等)
- d) 定価の記載(定価表示のある価格、カタログの写し該当箇所にマーキング)
- e) 数量の記載(面積・長さ・数等) 数量は少数第2位までを標準とします。
- f) 単位の記載(一式表示としないこと、面積は㎡、長さは m で表示。)
- g) 手すり等は、セット価格のものはセット金額を記入し、手すり(棒)をカットして使用する場合は、該当する長さのみが対象となるので、その相当分の長さ(m)及び使用する部品(ブランケット等)の数量と単価を記入。
- h) 諸経費とは、直接工事費に対しての費用だけを認めます(10%程度まで)
- i) ユニットバス等について

「浴槽の取替え」や「洗い場のかさ上げ」などの段差解消工事でユニットバスへ改修する場合は、ユニット バス全体は支給対象なりません。「住宅改修が必要な理由書」に記載があり、改修目的に該当する部分のみ支 給対象になります。

※ユニットバス改修の場合は、対象となる浴槽、洗い場床、壁、天井、手すり等の金額の内訳が分かる、ユニットバスメーカー作成の内訳書が必要です。(メーカーカタログ・価格表を添付)

## 留意点2

#### 【写真】

- a) 写真に撮影日付
- b) 写真に番号(見積書・図面と一致)
- c) 手すり: 手すりの全景写真(分割して撮影しても可) 写真に手すり部分を油性ペンで記入
- d) 段差解消: 段差の状況が分かるようにスケール等を入れた写真と目盛が読める接写写真が必要 浴槽の場合洗い場から浴槽淵の高さと浴槽淵から浴槽底までの高さ

## 【平面図】

- a) 被保険者(利用者)の動線がわかり、改修位置が確認できる平面図
- b) 平面図に番号(見積書・写真と一致)
- c) 手すり:図面に、L=○○m、床からの高さH=○○m

I型、L=○○m・床からの高さ H=○○m

L型、L=○○m×○○m・床からの高さ H=○○m と記入

d) 段差解消:図面に、基準面を±0mmとし、解消する段差差を+○○mm、-○○mmと記入

踏み台、スロープの設置 L=〇〇m、W=〇〇m、H=〇〇m と記入

c) 滑り防止:面積にかかるものは部屋の寸法を記入

<u>事前協議後、工事を取りやめる場合や工事の内容及び金額の変更になった場合は、すみやかに福祉課介護保険係まで連絡し再協議をしてください。</u>